

(平成25年3月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④について、その主張する標準賞与額3万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を3万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月21日

私は、厚生年金保険の被保険者記録を年金事務所に照会したところ、同事務所から、申立期間①から④までに係る賞与の記録が確認できないとの回答を受けたが、当該期間について、A社から賞与を支給され、賞与から厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④の標準賞与額については、申立人が所持している金融機関が発行した預金取引明細、複数の同僚が所持している申立期間④に係る賞与支払明細書及び金融機関の振込記録（預金通帳又は預金取引明細）、並びに複数の同僚の供述などから判断すると、申立人は、事業主から当該期間に係る賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額3万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞

与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、当該賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①から③までの標準賞与額については、申立人は、「賞与額が少なかったため現金で受け取った。」と主張しており、複数の同僚も「入社直後の者を除き、全ての従業員に賞与が支払われており、銀行振込のほか、現金支給も行われていた。」と回答していることから判断すると、申立人は、事業主から当該期間に係る賞与の支払いを受けたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間①から③までに係る賞与支払明細書を所持しておらず、申立事業所は、平成20年*月*日に解散していることが商業登記簿謄本により確認できる上、元事業主も当時の関連資料を所持していないと回答していることから、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。